

2010年11月12日

衆議院議員
前原 誠司 様

日本労働組合総連合会
京都府連合会(連合京都)
会長 細田 一三

労働者派遣法改正法案の早期成立を求める要請書

労働市場改革、多様な働き方改革などの美名のもとに規制緩和が進められ、特に労働者派遣については、多くの派遣労働者に深刻な問題を引き起こし、「違法派遣」、「偽装請負」などに加え、2008年秋のリーマン・ショック以降、いわゆる「派遣切り」が多く発生し、安易な雇用の切り捨てや低い処遇、セーフティネットの不備などが大きな社会問題となって現れました。

連合は、問題の多い労働者派遣法の改正を求めて取り組んできましたが、今春の通常国会に提出された労働者派遣法改正法案は、現在、衆議院において継続審議となっており、未だ成立していない状況です。

改正法案には、特に問題の多い登録型派遣や「日雇い派遣」、製造業務派遣の原則禁止、違法派遣の際の派遣先による雇用契約申込みみなし制度の創設、派遣労働者の均衡考慮規定の創設など、労働者派遣法の制定以来続いてきた規制緩和・構造改革路線の流れに歯止めをかける内容が多く盛り込まれており、積み残した課題はあるものの、その内容は連合要求に概ね沿ったものです。

政権交代を果たした今こそ、労働者派遣制度は、派遣労働者の保護の強化と雇用の安定を実現する方向に転換させるべきであり、今回の改正法案は一日も早く成立させなければなりません。

連合京都は、10月7日のディーセント・ワーク世界行動デーや10月29日に開催した連合京都第26回地方委員会において、労働者派遣法改正法の早期成立を求める街頭行動や特別アピールの採択を行いました。

政府の新成長戦略の基本方針にもあるディーセント・ワークの実現にとっても、労働者派遣法改正法案の早期成立必要不可欠です。

私たち連合そして連合京都は、現在開会中の臨時国会において、労働者派遣法改正法案の早期成立を強く求めるものです。貴職におかれましては、私どもの趣旨をご理解いただき、早期成立に向けご奮闘いただくことを要請いたします。

以上